

平成26年12月
定例教育委員会会議

会議録

平成26年12月8日開催

会 議 録

開催日時	平成26年12月8日(月) 午後3時 開会 午後3時42分 閉会																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一, 委員長職務代理者 金谷 和文, 委員 中島 智子 委員 滝山 義之, 教育長 小池 語朗															
	事務局	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 田澤 清一</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 野村 斉</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 林 和也</td> <td>社会教育部次長 高橋 秀彦</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 金子 圭一</td> <td>社会教育部次長 森山 素子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 片岡 晃恵</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 林上 敦裕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課長 富山 剛</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課主幹 西野 明子</td> <td></td> </tr> </table>		学校教育部長 田澤 清一	社会教育部長 野村 斉	学校教育部次長 林 和也	社会教育部次長 高橋 秀彦	学校教育部次長 金子 圭一	社会教育部次長 森山 素子	学校教育部次長 片岡 晃恵		教職員担当課長 林上 敦裕		学校保健課長 富山 剛		学校保健課主幹 西野 明子	
	学校教育部長 田澤 清一	社会教育部長 野村 斉															
学校教育部次長 林 和也	社会教育部次長 高橋 秀彦																
学校教育部次長 金子 圭一	社会教育部次長 森山 素子																
学校教育部次長 片岡 晃恵																	
教職員担当課長 林上 敦裕																	
学校保健課長 富山 剛																	
学校保健課主幹 西野 明子																	
事務局	教育政策課課長補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係 鎌田 和宏																
傍 聴 者	0人																
公開・非公開の別	一部非公開																
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市小, 中学校通学区区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルについて ・報告第1号 平成26年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度教育行政方針の策定日程について (2) 旭川市立学校職員の懲戒処分について (3) 第3次旭川市子ども読書活動推進計画の策定に係る進捗状況について 6 その他 7 閉会 																

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成26年12月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、中島委員、小池教育長を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成26年10月定例教育委員会会議（平成26年10月9日開催）、平成26年10月第1回臨時教育委員会会議（平成26年10月27日開催）及び平成26年11月定例教育委員会会議（平成26年11月11日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、平成26年10月定例教育委員会会議、平成26年10月第1回臨時教育委員会会議及び平成26年11月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成26年10月定例教育委員会会議、平成26年10月第1回臨時教育委員会会議及び平成26年11月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
林学校教育部次長	<p>議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p> <p>本件につきましては、旭川市立常盤中学校、旭川市立聖園中学校、旭川市立北都中学校の3校が来年3月をもって閉校し統合され、新たに4月から旭川市立中央中学校として開校することに伴い、議案書8ページの地図に示す閉校する3校の通学区域を議案書9ページの地図のとおり中央中学校の通学区域に改めるため必要な規則の改正を行うものであります。</p>

なお、今回の3中学校の統合に伴いまして、既に教育委員会会議でも御報告しておりますが、亀吉地区及び曙地区の一部につきましては中央中学校の校区であります。旭川市内中心部3中学校統合準備委員会において合意された調整区域につきましては、引き続き中央中学校と神居中学校、北門中学校、東光中学校をそれぞれ選択できる区域として取り扱うこととなります。

それからもう一点ございまして、議案書5ページの新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の旧の別表2の11から13に「削除」という文言がありますが、過去に廃校になった学校について、校区を他校に統合した経過として残したのではないかとお考えかもしれませんが、結果的に残す必要がないことから、今回の規則改正に合わせて「削除」の文言を削り、以下の項を順次繰り上げるように改めたいと思います。

なお、このような表記につきましては、別表1の小学校にも同じようにありますので、これにつきましては、今後小学校の校区見直しの規則改正に合わせて、同様に改正していきたいと考えております。

委員長 議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

各委員長 ありません。

各委員長 それでは、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各委員長 異議ありません。

各委員長 「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第2号「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルについて」、説明願います。

学校保健課主幹 議案第2号「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルについて」、説明します。

本マニュアルにつきましては、近年、アレルギー疾患を持つ児童生徒が増加し、旭川市においてもエピペンを持つ児童生徒が増えていることや、アレルギー疾患は場合によっては生命に関わるという側面もあることから、学校での管理・指導を適切に行うために必要な取組をマニュアルとして取りまとめたものであります。

本マニュアルの作成に当たりましては、学校医、学校薬剤師、小中学校長、養護教諭、栄養教諭の合計10名で構成する「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアル作成検討懇話会」を本年7月に設置いたしまして、計3回の協議検討を重ね取りまとめました。

それでは、マニュアルの主な内容につきまして、マニュアル本編に沿って説明させていただきます。

まず、3ページ目からの第2章では、「アレルギー疾患のある児童生徒の対応フロー」を掲載しており、アレルギーのある児童生徒の把握から、面談、管理指導表の提出、情報の共有に至るまでの流れについて、24ページから添付している様式1から様式5までを活用しながら進めていくというアレルギー疾患のある児童生徒の対応手順を示しております。

様式3の管理指導表は、保護者から医師に記入を依頼し、学校に提出してもらうものですが、この管理指導表の提出を求めるのは、エピペンを使用している場合や、アナフィラキシーなどの重篤な症状がある場合、学校給食での特別な対応を求める場合であり、全児童生徒の約2、3%と想定しております。管理指導表は、日本学校保健会作成の管理指導表を基本に、本市学校医からの意見により、アナフィラキシー発症の多くが食物アレルギーと気管支ぜん息の組合せであることから、表面1枚で記載できるように旭川市教育委員会版として作成いたしました。

また、7ページ、8ページには、アナフィラキシー発症時に注射するエピペンについて、学校現場で、アナフィラキシー発症時に自ら注射できない児童生徒に代わって教職員が注射することは、医師法違反にはならないことが文部科学省通知及び厚生労働省通知により示されたことやその取扱いについて記載しております。

続いて、第3章「学校給食における食物アレルギー対応」についてです。9ページ、10ページ、11ページには、レベル1からレベル4までの各段階に応じた給食の対応方法を記載しております。食物アレルギーの症状は多岐にわたり、個別の児童生徒の必要な対応は異なるため、児童生徒の状況把握、医師の診断と指示、学校と調理施設の状況を踏まえた検討が必要になることを示しております。さらに、15ページの各学級における対応においては、事前の確認から給食終了時まで注意深く管理・指導していくことを示しております。

第4章の「緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応」では、緊急時の対応の流れと役割分担、緊急性の判断、エピペン使用の手順、心肺蘇生とAEDの手順について示し、緊急時に備えて18ページから21ページの「緊急時対応マニュアル」を、学校で作成した対応プラン等とともに保管しておくこととしております。

第5章では「学校活動（給食以外）と疾患各論」を示しており、24ページからは、対応フローに基づき活用する様式1から様式5までとその記載例を掲載し、38ページからは、Q&Aを掲載し、計41ページとなっております。

今後につきましては、本日の教育委員会会議でマニュアルを決定いただきましたら、来年1月、3学期が始まる前に、学校や学校医など関係者にマニュアルを配付するとともに、旭川市教育委員会の電子掲示板に掲載し、各学校でアレルギー疾患を持つ児童生徒への取組を開始していただく予定でございます。

委員長 議案第2号「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルについて」、御意見、御質問等はありませんか。

教育長 医師を含めて協議をしたということですが、その医師というのはアレルギー関連について専門性を持った医師という理解でいいですか。

学校保健課主幹 はい。マニュアル本編の裏表紙の前に作成検討懇話会構成員を記載しておりますが、構成員には旭川市医師会学校保健部長の大橋医師、同じく旭川市医師会成育保健部長の土田医師、同じく旭川市医師会学校医・園医部会幹事の金医師になっていただき、いずれも学校医も兼ねているところであります。

教育長 分かりました。

中島委員 このマニュアルは、各学校に1冊ずつ配付されるということですか。

学校保健課主幹 はい。

中島委員 教職員全員が知り得ていなければいけない内容ですが、中でもトピックス的な、例えば3ページのフローや20ページのエピペン使用の手順などを抜粋してポスターぐらいに印刷したものを学校の中に掲示してもらうというプランはありますか。

委員長 長 まず確認しますが、このマニュアルは各学校に1冊配付されるのですか。

学校保健課主幹 はい。各学校に1冊ずつ配付するとともに、教育委員会の電子掲示板であるスクールアクセストップに掲載する予定です。

中島委員 全員が知っていることになるとは思いますが、目の前で子どもが倒れたり苦しんでいるときには慌ててしまうと思います。その時に熟知した人が近くにいるとも限らない、それでも何かしなければならぬというときに一目で分かるようなものが、緊急性の高いものだけでもポスターのように貼ってあれば良いと思います。私の子どももアレルギーを持っていないと思っていましたが中学校の修学旅行でイクラに当たって吐いてしまったり、

学校保健課長	<p>白身魚のフライに当たってしまったことがありました。自分自身も甲殻類のアレルギーを持っていますが、必ず症状が出るとは限らず、体調が悪いときにだけ出るということもあります。普段注意していない子どもたちの中にもそういった子どもがいるのかなと思います。そういった子どもたちにも対応しなければならないと思います。これを1冊読むのは結構なエネルギーが必要ですし全部は覚えきれないので、大切な部分だけ抜き出して、それは絶対に分かってもらい、一目でできるようになれば良いのかなと素人的には思います。</p> <p>おっしゃるとおりだと思います。エピペンの使用については、ポスターの掲示なども大切ですが、実物を使って各学校で研修をやっていただきたいとお願いしております。本年3月には校長会の先生方を対象に研修会を開き、7月には校長、教頭、栄養教諭、養護教諭を対象に研修会を開きました。今後については、各学校単位で、マニュアルに基づいた緊急時の対応ができるように研修会を開いていただくように対応しております。マニュアルを抜粋してポスターを貼るということについては、学校の意見も踏まえながらお金が掛からない方法を考えていきたいと思っています。</p>
委員 長 学校保健課主幹	<p>学校保健課主幹はいかがですか。</p> <p>学校にはカラープリンターがあるところもありますし、学校職員の中でどのように情報共有を図っていくかということについても学校現場と相談しながら、より適切に進められるようにしたいと思います。</p>
委員 長	<p>学校保健課長、学校保健課主幹からは、実地で役に立つように研修等を含めて徹底していくことを考えられているということですね。非常に大事なことですし、1年の始めに定期的に行うなどそういったことを含めて徹底の仕方については考えていただきたいと思っています。</p>
滝山委員	<p>滝山委員はいかがですか。</p> <p>読んでみましたが非常に良くできていると思います。最初に自分の学級にアレルギーやアナフィラキシーがある子どもがいるかどうかは確認しますよね。もしそういう子どもがいたら、担任の先生や周りの方には是非これを読んでいただき勉強してもらい、そういうことを何回か繰り返していけば良いと思います。みんなでやることも大事ですが担任の先生にはより深く勉強してもらう必要があると思います。エピペンをもらっている子どもは23人いるのですよね。割合は0.1%と多くはありませんが、いざというときに使うのがエピペンですから場所だけは保護者と子どもに確認しておく必要があると思います。いずれにしても、よく分かる大変良いものだと思います。</p>
委員 長	<p>アレルギーがある子どもが3割もいるというのはすごい数ですね。実際にアレルギーがある児童生徒がこれだけいるとなると気を付けなければならないですね。</p>
学校保健課主幹	<p>現在はどういうふうに対応されているのですか。</p> <p>学校給食に関する教育委員会としての指針があります。また、日本学校保健会が作成したガイドラインがありまして、そのガイドラインを各学校に配付しており、指針とガイドラインに基づいて各学校で対応していただくようにしております。</p>
委員 長	<p>分かりました。このマニュアルができたことによって、よりきめ細かく充実したものになることを期待したいと思います。</p>
各委員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
各委員 長	<p>それでは、議案第2号「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルについて」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議ありません。</p>
各委員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルについて」は、原案どおり決定します。</p>

林学校教育部次長	<p>次に、報告第1号「平成26年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第1号「平成26年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>本件は、平成26年第4回定例市議会での補正を行うものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に事務を処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>（新）聖園中学校施設等整備費1億1,940万円を補正する内容につきましては、聖園中学校を道立高等養護学校校舎として提供することに伴いまして、北海道教育委員会との協議の中で合意している同校改修工事、体育館屋根の二重化、体育館の非構造部材の耐震化、校舎屋根の板金取替え、校舎機械室の煙突断熱材アスベストの除去工事費用など6,820万円と同校の敷地の中で国から借用している土地4,232.7㎡の購入費用5,120万円を補正するものであります。</p> <p>高等養護学校の開校につきましては、平成28年度を予定しておりますが、改修工事につきましては、北海道教育委員会が工事に着手する前の来年の夏休みを目途に終了させなければならないこと、国有地の購入につきましては今月中までを期限に国と契約しなければならないことから今回の補正予算として計上したものであります。</p>
委員長	<p>報告第1号「平成26年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
各委員	<p>それでは、報告第1号「平成26年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議ありません。</p>
委員長	<p>「異議なし。」と認め、報告第1号「平成26年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
片岡学校教育部次長	<p>次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>平成26年11月5日付けから平成26年12月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>主なものとしたしましては、11月15日付けのボイラー技士の臨時的任用職員の任用によるものとなっております。</p> <p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
委員長	<p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
各委員	<p>それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議ありません。</p>
委員長	<p>「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
委員長	<p>《 報告事項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p>

片岡学校教育部次長	報告事項（１）「平成２７年度教育行政方針の策定日程について」、報告願います。
片岡学校教育部次長	報告事項（１）「平成２７年度教育行政方針の策定日程について」、報告します。
	今年度も、教育委員会の事務に関する点検・評価や次年度の予算を踏まえ、教育行政方針を策定いたします。
	これにつきましては、１月に行われる２回の教育委員協議会において、教育委員会案について御協議いただく予定でございます。その後、２月上旬まで時間を取りまして、教育委員の皆様から御意見をいただき、集約したいと考えております。２月中旬の定例教育委員会会議において、方針の御審議をいただき、２月下旬の旭川市議会の本会議での教育行政方針演説につなげていきたいと考えております。
	教育委員の皆様の御意見をいただく機会を４回設けておりますが、必要に応じて御意見をいただければと考えております。
委 員 長	報告事項（１）「平成２７年度教育行政方針の策定日程について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
各 委 員	それでは、報告事項（１）「平成２７年度教育行政方針の策定日程について」は、報告を受けたこととします。
	次に、報告事項（３）「第３次旭川市子ども読書活動推進計画の策定に係る進捗状況について」、報告願います。
高橋社会教育部次長	報告事項（３）「第３次旭川市子ども読書活動推進計画の策定に係る進捗状況について」、報告します。
	８月定例教育委員会会議におきまして御報告いたしましたとおり、現在、第３次旭川市子ども読書活動推進計画の策定作業を進めているところでありまして、明後日の１２月１０日には第２回策定委員会を開催し、第１回策定委員会で御指摘のありました高校生等への取組方法について、また、留守家庭児童会における読書活動について行ったアンケート結果を反映させることについても御検討いただく予定でございます。
	この後の作業日程であります。１月定例教育委員会会議におきまして、意見提出手続の実施についてお諮りし、２月２日から３月４日まで広く市民の皆様から御意見をいただき、３月初旬に第３回策定委員会を開催して計画策定案を取りまとめていきたいと考えております。
	引き続き３月の定例教育委員会会議にて御審議いただき、計画を決定していただく予定で作業を進めてまいります。
委 員 長	報告事項（３）「第３次旭川市子ども読書活動推進計画の策定に係る進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。
教 育 長	策定委員会の開催は、３回目はパブリックコメントを実施した後で、１回目は顔合わせが中心になると思いますので、実質２回目の策定委員会だけで審議することになると思いますが大丈夫ですか。
高橋社会教育部次長	何とかしたいと思います。
教 育 長	もし、２回目の策定委員会でまとまらなかつたり時間を要することになれば、確定している日程だけでなく随時、臨時の策定委員会を開催することなども必要になるという問題意識は持っていてほしいと思います。
高橋社会教育部次長	はい。分かりました。
委 員 長	事務局案だけでなく審議を深めるような対応をしてくださいということです。見通しはあるということですので充実した審議を期待したいと思います。
	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
各 委 員	それでは、報告事項（３）「第３次旭川市子ども読書活動推進計画の策定に係る進捗状況について」は、報告を受けたこととします。

《 そ の 他 》

委 員 長
各 委 員
事 務 局 職 員

他に、何かありますか。
ありません。
ありません。

《 秘 密 会 》

委 員 長

ここからは、秘密会といたします。

【以下，非公開】